静岡県人事委員会は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

静岡県人事委員会委員長　　小　川　良　昭

静岡県人事委員会規則13－93

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13－32）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（宿日直勤務） **第６条**　条例第９条第１項の人事委員会規則で定める断続的な勤務を「宿日直勤務」といい、次に掲げる勤務とする。 ⑴～⑸　（略） ２　（略） （介護時間） **第13条の３**　（略） ２　介護時間は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（育児休業法第19条の規定による部分休業又は第12条第１項第10号に規定する特別休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該部分休業及び特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。	（宿日直勤務） **第６条**　条例第９条第１項の人事委員会規則で定める断続的な勤務を「宿日直勤務」といい、次に掲げる勤務とする。 ⑴～⑸　（略） ⑹　本庁における危機管理に係る緊急業務に関する情報連絡等のための当直勤務 ２　（略） （介護時間） **第13条の３**　（略） ２　介護時間は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（育児休業法第19条の規定による部分休業、第12条第１項第10号に規定する特別休暇又は子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該部分休業、特別休暇及び子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （子育て部分休業） **第13条の４**　子育て部分休業の単位は、30分とする。 ２　子育て部分休業は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（育児休業法第19条の規定による部分休業、第12条第１項第10号に規定する特別休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時

	間がある日については、当該２時間から当該部分休業、特別休暇及び介護時間の時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
（介護休暇及び介護時間の承認） **第16条**　任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第15条第１項又は第15条の２第１項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。	（介護休暇等の承認） **第16条**　任命権者は、介護休暇、介護時間又は子育て部分休業の請求について、条例第15条第１項、第15条の２第１項又は第15条の３第１項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。
（介護休暇及び介護時間の請求） **第18条**　介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿等に記入して任命権者に請求しなければならない。	（介護休暇の請求等） **第18条**　介護休暇、介護時間又は子育て部分休業の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿等に記入して任命権者に請求しなければならない。
２　（略）	２　（略） ３　第16条の子育て部分休業の承認を受けた職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。 ⑴　子育て部分休業に係る子が死亡した場合 ⑵　子育て部分休業に係る子が職員の子でなくなった場合 ⑶　子育て部分休業に係る子を養育しなくなった場合 ⑷　子育て部分休業に係る子が条例第15条の３第１項第２号に掲げる子の要件を欠くに至った場合（当該子が満18歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により要件を欠くに至った場合を除く。）
（休暇の承認の決定等） **第19条**　（略）	（休暇の承認の決定等） **第19条**　（略）
２　任命権者は特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めるこ	２　任命権者は特別休暇、介護休暇、介護時間又は子育て部分休業について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類

とができる。	の提出を求めることができる。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。